

随意契約理由書

件名	マイクロ波帯無線設備スプリアス測定作業
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>マイクロ波帯無線設備は、市内全域にある水道施設のデータを市内にはりめぐらされたネットワークを利用して 24 時間遠隔監視操作するためのシステム（水道用テレメータ・テレコントロール設備）の主要設備である。</p> <p>本市の水量管理を行う重要な設備であるため、本業務により無線設備のスプリアスを実測し、新スプリアス規格への適合を確認するものである。</p> <p>このスプリアス測定には、テレメータ・テレコン設備と接続された無線設備の停止方法や、変調方式の変更手順など製作者のみが所有する当該設備の技術的資料に基づいた操作方法のメンテナンス技術が必要である。</p> <p>製作・納入した三菱電機（株）はメンテナンス業務を行っておらず、上記業者が当該設備保守管理における神戸地区で唯一の代理店である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水管理センター 設備係 (電話番号 341-8994)